

Title	アメリカにおける法人の裁判籍
Sub Title	Jurisdiction over foreign corporation in U.S.
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.3 (1964. 3) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640315-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカにおける法人の裁判籍

平

良

まえがき

合衆国憲法の拘束

裁判籍決定の根拠

営業地

むすび

まえがき

わが国の民事訴訟法によれば、法人、社団、財団の普通裁判籍はその主たる事務所、営業所、業務担当者の住所によつて定り（第四条一項）、いわゆる法人の内部事項についてはこの普通裁判籍により（第二条）、特別裁判籍については、業務に関するものについては事務所、営業所の所在地において提起しうるものとされている（第九条）。これとともに合意管轄（第二五条）応訴管轄（第二六条）に関する明白な規定をもっていること、またわが国が単一法国家であることから、管轄裁判所の相違が適用法規の相違をひきおこし、ひいては結果の相違をきたすことが予想されていないのである。しかるに、州だけでも五

十の法域をかかえたアメリカにおいては管轄裁判所の相違が、適用法規の相違を生じ、さらに結果の相違を生ずることを予想しなければならぬ。とくに州間の交流がはげしく、法人—会社 *corporation* が多数州にわたつて企業を営んでいる場合に、法人がどこにその裁判籍をもつか、特に特別裁判籍をどこにもつているのかということに答えなければならない。すなわち、その場合には州内法人ではなくて他州法人 *foreign corporation* に対して裁判権をもつてゐるか、あるいはそれに裁判籍が認められるか否かといった問題を伴つてゐる。しかもこの他州法人についての取り扱いは、外国法人の場合のように裁判権をもつた国(州)によつて任意に決定しうるものでなく合衆国憲法、とくにその第四条にいう州は相互に「充分な信頼と信用」を認めるといふ条項の拘束をうけてゐるのである。⁽¹⁾ さらに、合衆国法においては州裁判所と共に、連邦裁判所がかぶさつてゐることによつて、合衆国裁判所法第一三三二条にいう州籍の相違を生じた場合に、州裁判所と連邦裁判所の裁判権が競合し、そのいずれかの選択が、結果に差異を生ずるかもしれないことを考慮しておかなければならないといえる。⁽²⁾ こうしたことからアメリカにおける法人の裁判籍についての若干の問題を指摘してみる必要があると思われる。

(1) 平良、アメリカにおける連邦と州の法律問題(慶應義塾大学法学研究会叢書)一三八—一四一頁。

(2) 平良「州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権——一九五八年合衆国裁判所法修正を中心として——」本誌第三六巻第六号。平良「合衆国裁判所における市民籍の相異と法規選択の問題」民商法雑誌第四五巻四号。

合衆国憲法の拘束

アメリカにおいて、法人の普通裁判籍は人的訴訟 *personal action, action in personam* ⁽¹⁾ においては、法人格を付与された *state of incorporation, chartered state* にあるものとわれ、これを法人の本居地 *domicile* ともいつてゐるのである。⁽²⁾ 初期の判例においては、法人は法人格を付与された州においてのみその存在が認められるのであり、その州以外の場所におい

ては存在しないものであるから法人格を付与された州以外で訴えられることはないものと考えられている。⁽³⁾ しかしながらこの考えは州境をこえて行われる法人の活動の實際に合致しないし、また、合衆国憲法第四条にいう他州の公法律、司法手続、記録に「充分な信頼と信用」を付与するという要請ならびに同条の「各州の市民は他州においてその市民として特権ならびに免責特権をうる。」という、いわゆる「特権ならびに免責特権」*privilege and immunity* の保証から考えて、法人は法人格を付与された州の市民であり、他州においても市民としての特権と免責特権を享受しうるものではないかといつた考えもなりたちうるのである。アメリカの州は一面においては独立した主権をもつた州としてその独自の政策を選択出来るのであるが、他面、連邦の構成員として合衆国憲法の拘束をうけるものであり、ここではまず、州が法人格を付与するについて、また、他州法人の活動や裁判籍を容認したり、制限するに当つての合衆国憲法上の拘束を考えなければならぬ。

法人はその設立にあつては、法律上の拘束をうけるものであるから、「充分な信頼と信用」に関する条項にいう、公法律 *Public Acts*、記録 *Records* に関係あるものともいえるが、法人は自然人と異つて法人格を付与された州の外において、その存在を認めないと考えていることからすれば、たとえ一州において州法にもとづき法人が設立されその法人が州に記録されているときには他州において、その記録には「充分な信頼と信用」をよせなければならぬといえるかもしれないが、それが、法人自体の存在を承認しなければならぬことを意味するものではないと思われる。しかしながら実際には法人の活動が州境をこえて行われるという事実が存在するのであり、そのことから他州法人に対して裁判籍を認める必要性も生じて来るのである。一八五六年にラファエツト保険会社対フレンチ事件⁽⁴⁾においてインディアナ州において法人格を付与された法人が、オハイオ州において、法人の業務者に対する令状の送達を法人に対する令状の送達であると考えられる条件で、業務を営むことを許されているなら、そのような過程をへ、審理を通してから下された判決について、オハイオ州におけると同様な効果を、インディアナ州においても与えなければならぬものと考えているのである。すなわち、同意ならびに令状

の送達が裁判権取得の根拠になるという法理をその中に含んでいるものということができる。⁽⁵⁾その後、他州法人に対して裁判籍を与えることが出来るとすれば、その州において訴訟原因があること、⁽⁶⁾また、業務を営むものがその州の中に住所もしくは居所を有しなければならぬことが加えられるにいたつたのである。⁽⁷⁾ここにおいて裁判権決定の基礎として、同意ならびに合状の送達に加えて、行為地という考えをみちびくにいたり、さらに「業務を営む」*doing business* 土地を行為地と考へ、管轄権決定の根拠とするにいたつたものといえる。

このように「充分な信頼と信用」に関する条項からは直接に他州法人に裁判籍を認めなければならないという論拠を見出しえない。そこで、合衆国憲法第四条第二項「特権ならびに免責特権」に関する条項からはどのように考えられるかを見なければならぬ。すなわち他州法人に自州法人と同じ「特権ならびに免責特権」を認めるとすれば、他州法人に対して裁判籍を認めなければならないことになるかどうかということである。この点について一八三九年のオウグスタ銀行対アール事件⁽⁸⁾は、第四条第二項は他州市民に当然のこととして特権を与えるのではなく、それは礼讓 *comity* の問題であると考へているし、一八六九年のパウル対ヴァージニア事件⁽⁹⁾では、法人は州法の創造物であり、州境の外ではその法的存在は認められないのであり、その存在を認めるか否かはその州の自由に任せられているものと考へられたのである。従つて州が他州法人を自州化 *domesticate* するとか、承認 *assent* している場合、⁽¹⁰⁾法人の側において裁判権に服することに同意 *consent* している場合においては問題は生じないにしても、それを欠いた場合に、現実には数州にまたがる交通機関や、通信機関はかり早くから見られたのであるから、州際業務を営む法人に関する統制の問題として、合衆国憲法のもう一つの問題、すなわち第一条第三項にいう「州際通商」*Interstate commerce* 条項との関係が考へられなければならないことになつたといえるであらう。この点について、州際通商は自然人とならんで法人に対しても、合衆国憲法ならびに法律によつて付与された権利であり、⁽¹¹⁾州によつて与えられる特権ではないのだから、州が州際通商にたずさわる他州法人を統制するものではないと

考えたのである。とはいへ、州際業務にたずさわる他州法人が自州内において何等かの利益をえているならばそれを統制出来ないとするのは、その州にとつて不利益を生じ、あるいは、他州法人であるという理由で自州法人より利益をうる結果になつてしまふかもしれないのである。⁽¹²⁾ そのことから、他州法人が州際業務であるという理由で、ある州内で業務をするに當つての制限も考えられるにいたつたのである。⁽¹³⁾ もつとも州際業務を営む法人について、その活動の規制ということとはなれて裁判籍の問題についてのみ考えるなら、これは合衆国裁判所法第一三三二条による「州籍の相違ある」事件についての管轄権の問題とするよりは、第一三三一条における「連邦の問題」の事件として連邦裁判所の管轄に裁判籍を求めることが出来るのである。⁽¹⁴⁾

- (1) 人的訴訟は判決の効果がある人に債務や義務を課するものであり、管轄権の基礎はその者が裁判所の権限に服するか否かにかかっている。これに対して物的訴訟 *action in rem* は現在ではあまり一般的でないが、物に対する効果を生じ、その物に利害関係を有するすべての人を拘束することになるのである。Restatement of the Law of Judgement, Introductory Note to Chapter 1.
- (2) 後ののべるように本居地という表現は必しも適当ではないが、すくなぐとも便利であることから使用されている。たとえば *Bergner & Engel Brewing Co. v. Dreyfus*, 172 Mass. 154, 51 N. E. 531 (1898); *Francois, The Domicile of a Corporation*, 38 Yale L. J. 335.
- (3) *Bank of Augusta v. Earle*, 13 Pet. 519 (1839); *Paul v. Virginia*, 8 Wall. 181 (1869).
- (4) *Lafayette Insurance Co. v. French*, 18 How. 404 (1856).
- (5) Restatement of the Law of Conflict of Laws, §§. 88, 89, 91; *James Dickinson Mortgage Co. v. Harry*, 273 U. S. 119 (1927); *Riverside & Dan River Cotton Mills v. Mennefee*, 237 U. S. 189 (1915) 等。
- (6) *Mutual Reserve Fund Life Ass'n v. Phelps*, 190 U. S. 147 (1903); Restatement of Conflict of Laws, §. 93.
- (7) *Riverside & Dan River Cotton Mills v. Mennefee*, 237 U. S. 189 (1915).
- (8) *Bank of Augusta v. Earle*, 13 Pet. 519 (1839).
- (9) *Paul v. Virginia*, 8 Wall. 168 (1869).
- (10) 他州法人の自州化はいろいろな方式があり定義しけることはむずかしいが、他州法人に自州内で機能させることを意味し、他州法人に營業を許可する(ごまご)の中に含まれたい。自州化については、Annotation Effect of Domestication of Foreign Corporation, 126 A. L. R. 1503.

- (11) *Crutcher v. Kentucky*, 141 U. S. 47 (1819).
- (12) *Ozark Pipe Line v. Monier*, 266 U. S. 555 (1925); *Alpha Portland Cement Co. v. Massachusetts*, 268 U. S. 203 (1925) etc. 一九一〇年の *Western Union Telegraph Co. v. Kansas ex rel Coleman*, 216 U. S. 1 (1910) において州際業務を営む法人について、州内、州外の資産を含めて課税することは州際通商と適法手続に反するものと考えている。すなわちある会社が州際業務を行っているという理由で州の課税を避けることになるかもしれない。
- (13) *Sprout v. South Bend*, 277 U. S. 163 (1928); *Cooney v. Mountain States Telephone and Telegraph Co.*, 294 U. S. 384 (1935); *Pacific Telephone and Telegraph Co. v. Tax Commission*, 297 U. S. 403 (1936).
- (14) 連邦の問題については、平、前出書七八一―八一頁。州際通商条項が法人の裁判籍決定に一つの混乱を生じているが、この点については、*Stunberg, Conflict of Laws 2nd ed. pp. 87-91; McGowan, Litigation as a Burden on Interstate Commerce*, 33 Ill. L. Rev. 875 など、⁽¹⁾ ほとんどの裁判権の有無は裁判所自体に事物管轄権があるか否かに結びつくが本稿ではその点にはふれない。

裁判籍決定の根拠

抵触法リステイトメントによると、

「第八八条、州は、州が第八二条ならびに第八三条に述べられたように個人に対して裁判権を行使出来る場合と同一の状況において、その裁判所を通して他州法人に対する裁判権を行使できる。⁽¹⁾」

ものとしてゐる。この第八二条は被告として応訴した場合、第八三条は原告として出訴した場合に裁判権に服するものとしてゐるのである。さらに第八九条においては、

「第八八条に定めた場合を除いて、法人が当該州裁判所の管轄権に同意し、あるいは、州内で業務を営んでいるのでなければ、州はその裁判所を通して、他州法人に対する裁判権を行使しえない。⁽²⁾」

ものとされ、つづいて第九〇条と第九一条に「同意」についての、第九二条と第九三条に「業務を営む」といつた言葉に

ついで説明が加えられている。判決のリステイトメントは多少表現は異なるにしても、裁判籍を認める場合として、州内に所在 presence すること（第一五條）、本居地 domicile を有すること（第一六條）、市民籍——これは合衆国裁判所についてである—— citizenship（第一七條）、同意 consent（第一八條）、出訴、⁽⁶⁾ 応訴 appearance（第一九條、第二〇條）、州内で業務を営むこと（第二三條）、州内で行為したり、事物の所有権を有すること（第二三條）が挙げられている。⁽⁶⁾

これらのことから考えて問題になると思われるのは、(1)他州法人の本居地は法人格を付与された州にあるといえるが、他州法人が自州化された際にはその他州法人はその州に「本居地」があるといえるのか、(2)いかなる場合に同意があると考えるのか、(3)出訴、⁽⁶⁾ 応訴による管轄権の成立は如何なる場合か、(4)営業をするといったのはどの程度の行為をいうのか、といった問題があるように思われる。

しばしば、(1) 法人格を付与した州に法人の本居地があるという表現が使われているが、現在では法人籍と本居地を結びつけることは必ずしも適當ではないといわれている。それは法人はそれを創設した州が明白であり、複雑な本居地概念を用いる必要もないこと、⁽⁴⁾ また、本居地については一時に複数の本居地をもつことは予想されないのに対し、複数州において法人格を付与された法人といったものも存在するからである。⁽⁵⁾ 従つてたとえ本居地といった表現が使われたとしても説明の便宜上用いられるものであるにすぎず、言葉の上での問題にしかすぎないのである。法人が複数州において法人格を付与された際には、それぞれの州に裁判籍があるものといえる。もつともこの場合には法人の内部事項について争がある場合に法人の普通裁判籍をどこに定めるかといった点に困難を生ずるものである。一八八六年のペンシルヴェニア鉄道会社対セント・ルイス鉄道会社事件⁽⁶⁾において、すでに存在していた法人が他州において特権や権限をうるために他州の許可をえて、他州における法人格をえた場合には、その州の市民になつてるとはいえないのであると考へている。この場合には既存の他州法人の内州化の問題に対する一つの答であるといえるが、同時に複数州の法人格をえたと考へられる場合には、訴は法人格を

付与した複数州の中の一つに提起されることになり、その場合には裁判地となつた州の法が適用されることになるといえるのである。⁽⁷⁾

この一八八六年の判例は連邦裁判所の管轄した事件であり、その場合に、法人は法人格を付与された州に市民籍があり、また、許可 *license*、認可 *grant* がされたことによつて他州における市民籍をえたものであるといつたものであり、本居地があるというよりは連邦法上の市民籍にもとづく裁判籍を説明したものである。従つて、X州、Y州において法人格を付与された法人に対して、Y州市民がX州裁判所に法人を相手として訴えたなら、法人はY州においても法人格を付与され、Y州市民であるといえるにもかかわらず、X州市民とY州市民間の州籍に相違ある場合として、連邦裁判所の管轄するところとなると考えられるのである。

(2) 抵触法リストメント第八九条は、「同意もしくはは州内で業務を営むのでなければ」他州法人は裁判籍をもたないといひ、第九〇条においては、予め同意があるならば、その州の中で営む業務であると否とを問わず裁判権に服しうるもの⁽⁸⁾とし、第九一条はある州に法人の代理人ないしは機関 *agent* を置くことが同意を意味するものと考へている。⁽⁹⁾ 同意によつて何れの裁判権に服するかを予め定めておけば、結果に差異を生ずることを出来るだけ避けられるのであり、大陸においても、イギリスにおいても事前の同意による裁判権の存在の主張は否定されてい⁽¹⁰⁾ないし、アメリカにおいても異常のこととは考へていない。この場合に同意はそれがなされた州において有効であり、⁽¹¹⁾ 同意が真実のものであつて擬制的に考へだされるものでなければ、⁽¹²⁾ 同意にもとづく裁判籍の成立を肯定することになつてゐるのである。この場合に同意された裁判地においてなされた判決は同意そのものをなした州においても承認されるものと考へられるのであるが、その結果時には原告は相手方が知らないうちに訴を提起してしまふことになるかもしれないのであり、この点については嚴格に解されるものと考へ⁽¹³⁾れている。

(3) 事前に明白な同意がある場合のほか、同意がある行為により、また、訴訟開始後の行為によつて同意の存在と同じに考えられる場合がある。すでに挙げた法人の代理人がある州に設けている場合には同意があつた場合と考えられているのはその一例であろう。ただし、この場合の代理人あるいは指名されたものは、当該州の中で法人に代つて令状の送達 *service of process* をうける権限がなければならぬものと考えられるのである。⁽¹⁴⁾ この場合にはいわば事前の同意に類するといえるが、さらに出訴、応訴、ないしは出頭 *appearance* によつて他州法人は裁判権に服することになるといえるだろうか。この場合に法人が出訴したなら法人はすでに当該州の裁判権を利用しようとしているのであるから、それに服することを承認しているといえるのであり、法人の訴訟能力に制限がないかぎりには同意による裁判籍と同じ性質をもつものともいえるのである。従つて問題は主として応訴した場合であるということが出来よう。この場合には一般応訴 *general appearance* と、裁判所の管轄を争う目的でされる特別応訴 *special appearance* が考えられる。⁽¹⁵⁾ 一般応訴は管轄権を承認した上でその争に挑戦し、そこで与えられる判決の拘束をうけることを前提としているのであるから、これによつて裁判権に服することに同意したと考えるのもいいであろう。この場合に州外にある者が令状の送達をうけ、それを承知したということだけでも同意と考えられる場合すらあるのである。⁽¹⁶⁾ 裁判権を争う目的とする特別応訴によつては、通常は当該裁判所の裁判権に服することにはならない。しかしながら若干の州においては、特別応訴を認めず、応訴によつて一般裁判権に服するにいたつたものと考えられている。⁽¹⁷⁾ この場合に一度判決がなされると、裁判権を欠いた判決であるという主張ではなくて、他州において判決の執行に際して攻撃がされるとか、欠席判決を理由に付随的な攻撃がされるにいたるのである。⁽¹⁸⁾ この点について一八九〇年のヨーク対テキサス州事件においては、合衆国裁判所は特別応訴を認めないテキサス州法は合衆国憲法にいう「適法手続」に反して不利益を課するものであるという主張を斥けて、特別応訴を認めない州法も何等「適法手続」に反するものではないとい

るのである。

- (1) Restatement, Conflict of Laws, §. 88.
- (2) *ibid.*, §. 89.
- (3) Restatement, Judgements, §§. 15-20, 22-23. シッドリッチは、人的管轄権の基礎として、所在すること、財産を所有すること、本居地であること、市民籍を有すること、同意あること、行為するとか業務を営んでいること、を挙げている。Goodrich, Conflict of Laws, 3rd ed., p. 188. スタンバーグは、所在、本居地、国籍、同意、ならびに行為を挙げる。Stumberg, *op. cit.*, p. 71.
- (4) 本居地については、平、前出書一一九一三〇頁、は婚姻法上の本居を中心にして、本居地概念の決定が困難を伴うことを紹介した。Fransworth, Residence and Domicile of Corporations, もごとも近年において課税の目的から、「商業上の本居」commercial domicile といつたものが考えられるのでなくともわづらわづらわづらである。Whealing Steel Corp. v. Fox, 298 U. S. 193 (1936).
- (5) Chatham et al., Cases on Conflict of Laws, 4th ed. 992-96. かつた複数州において法人格を付与された法人を multiple corporation とする。
- (6) Pennsylvania R. R. Co. v. St. Louis, A. & T. H. Ry. Co., 118 U. S. 290 (1886).
- (7) 複数州に法人格をもつ法人は、法人格を付与されたすべての州で行為することは認められるが、それ等の州のすべての要件に適合しなけれはならぬことがなるのである。Steckler v. The Pennroad Corp., 136 F. 2d. 197 (3d cir. 1942); Foley, Incorporation, Multiple Incorporation and the Conflict of Laws, 42 Harv. L. Rev. 516 (1929); Comment, 46 Yale L. J. 1370 (1937).
- (8) Restatement, Conflict of Laws, §. 90.
- (9) *ibid.*, §. 91.
- (10) Stumberg, *op. cit.*, p. 81.
- (11) Hazel v. Jacobs, 78 N. J. L. 459, 27 L. R. A. N. S. 1066 (1910); Teel v. Yost, 128 N. Y. 387, 13 L. R. A. 796 (1891)等。
- (12) Restatement, Conflict of Law, §. 90 comment a.
- (13) Grover & Baker Sewing Machine Co. v. Radcliff, 137 U. S. 287 (1890); National Exchange Bank of Tiffin v. Wiley, 195 U. S. 257 (1904). 同意の際に定めたことに多少なりとも一致しないで出訴された際は、その面から裁判権は成立していかないものと考えられているのである。
- (14) リンナイコメントによると「令状の送達を受領するために任命された代理人」Restatement, Conflict of Laws, §. 91 となつている。
- (15) Restatement, Judgements §§. 19, 20.
- (16) Restatement Judgements, §. 18 comment b; Restatement, Conflict of Laws, §. 81 comment c. 令状は送達され、それに対する送達報告 return

がされてはじめて完成したものと考えられる。従つて令状を受領したことを認め、それが送達報告に示されれば同意を意味すると解せられる。

- (17) たとえば、テキサス州は特に明示している法律があるわけではないが、*York v. State of Texas*, 137 U. S. 15 (1890) に見られるように特別応訴を一般応訴と区別してゐない。

(18) *Stumberg, op. cit.*, pp. 82-83.

(19) *York v. State of Texas*, 137 U. S. 15 (1890).

営 業 地

(4) わが国の民事訴訟法によると法人の特別裁判籍を営業所等の所在地にもとめているが、アメリカにおいて用いられている基準は営業地 *place of doing business* である。⁽¹⁾ 抵触法リストイメント、判決リストイメントのいずれも、営業地であるというだけの理由で裁判権に服するという見解をとつてゐる。すなわち、抵触法リストイメントは

「第九二条、州はその裁判所を通し、当該州内において業務上発生した訴訟原因に関して令状の送達がなされた時に、当該州内で営業する他州法人に対する裁判権を行使しうる。」⁽²⁾

ものとし、判決リストイメントは、

「第三〇条、裁判所は正当な令状の送達を行うことにより、業務上発生した訴訟原因に関して、当該州内において営業する他州法人に対する裁判権を取得する。」⁽³⁾

ものと考へている。何れの場合においてもわが国の「業務ニ関スルモノニ限り」という場合と同様の限界があるものといえる。また、グッドリッチに見られるように「他州法人に対する裁判権は営業活動 *business activity* 上の事件に限定されるものではなく、適当な非営業活動の事件にも基礎づけられてゐるものである。」⁽⁴⁾ といった考へも存在しているのである。法人が自州化されたり、また、代理人を置くことによりいわば同意があると考えられる場合はすでに述べた点から裁判籍の決定

は可能であろうが、営業地だけが裁判籍決定の根拠とされるなら、ここでは何を営業地とするかに答えなければならぬ。営業地が裁判籍となるについては、そこに法人が所在 *presence* するからであるといわれた。しかし、法人は自然人と異つて現実に所在することはない。また、法人は営業することによつて黙示的同意 *implied consent* を与えているともいわれた。しかし、この場合にも同意は明白なものでなければならぬという原則から直ちに同意の理論に拠ることはできない⁽⁵⁾。要は、営業地であるという事実から裁判権に服する結果となるものである。その根拠についてスコットは「もし他州法人が任意に州内において営業しているなら、それは、その州内で発見されたからではなく、また州の規制に服する同意をしたからでなく、その法人が同意したかのようにその規制に服することが当をえたものであり、また正当であるという理由で、当該州の当を得た規制に服するものである」⁽⁶⁾と同意の理論を否定するかに見えながら、同意の理論の擬制を用いる結果となつている。しかしながら同意の擬制を用いずに営業地の理論を事実即して考えたとすると、何を営業地とするかの基準がなければならぬはずである。この点についてはすくなくとも一九四五年のインターナショナル靴会社対ワシントン州事件⁽⁷⁾にいたるまで必しも満足すべき答はえられない。すなわち、一回きりの孤立した契約のごときは営業地とするに充分なものと考えられず⁽⁸⁾、ある州に売り込みのための代理人をおくだけでも充分でなく⁽⁹⁾、法人―会社の株券を取得するだけでも充分ではないと考えられていたのである⁽¹⁰⁾。いわば、ある州の内において反覆し、継続して、ある量の業務を行つている場合に営業地とされたのであり、そこには個々の事件に即して定められる以上の明白な基準があつたとはいえないのである。これに対してインターナショナル靴会社事件は営業地といった概念に新しい解釈を加えた。

この事件は、ミズリー州に主たる営業所を置いているデラウェア州法人の被用者が、ワシントン州において注文取りをしていたものであり、この法人はワシントン州に営業所も置いてなかつた。この注文取りをしているセールスマンは見本の靴をあずかり、ワシントン州内で展示のための場所を借り、その費用は法人によつて清算払いされていた。このセールスマン

は注文をうけた際には、その注文をミズリー州の主たる営業所に送り、そこでその注文を受けるかどうかがきめられていた。そしてこの事件までに成立していた契約はない。ワシントン州は同州法による失業補償基金 *unemployment compensation fund* のための負担を使用者たる法人に要求したのであり、法人は法人がワシントン州内に所在するわけではなく、ワシントン州が負担を命ずるのは「適法条項」に反するものであると主張したのである。問題はこの法人はワシントン州に所在するか、営業地としていう理由でワシントン州の裁判籍に服するものであるかといったこと、さらに、こうした失業補償金の徴収は「法人業務の範囲」といわれることに属するものかということにあるように思われる。合衆国最高裁判所は、法人が所在するか否かは法人の業務活動から定められて来るものであり、単に一時的に州内に所在する時には法人の業務と関係のない訴については裁判権に服するものとはいえないが、継続的に反覆して業務を営むことは、その州の与える特権を享受することになり、さらにそこから特権に伴う負担も受けなければならないのであり、この場合には業務は反覆して行われていたと考えられ、従つて業務から派生した失業補償金負担という義務も課せられることになると考えている。

判決がここにとどまるなら、営業地はある一定量の営業によつて定まるといふ従来の法理に、一度裁判権が定められると「業務上」の行為だけでなく、業務から派生した業務外の問題についても裁判権に服するといつた考えに拡張されたかと思ふものであるが、裁判所はさらにたとえ被告が法廷地域内に所在しなくても、被告がある「最少限度の関係 *minimum contact*」をもつならば、適法条項違反の問題を生ずることもなく、裁判権に服することになるものといつていたのである。すなわち、伝統的なフェア・プレイや実質的正当性という点から、ある州を法廷地とするのに充分な関係があると、誤りなく考えられれば、そこに裁判籍があるものとするのである。その場合には業務の量や反覆性は考えなくてもいいことになるかもしれない。⁽¹²⁾

インターナショナル靴会社事件についてさらに一、二の問題を考えると、裁判所は営業地に裁判籍があるが、その営業地

とは何であるかという問題をとりあげるよりも、法人がワシントン州に所在するかといった所在の理論を用いていることである。その理由の一つとして、法人側においてワシントン州に所在しないことを主張し、ワシントン州が営業地であるかといった議論を避けているので、裁判所としては法人がワシントン州において所在するという答を示さなければならなかつたと推測できる。しかしながら裁判所にはこの頃までにかなり問題とされるにいたつた別種の一連の事件が想定されていたかもしれない。それは非住民である自動車運転者 *non resident motorist* により生じた事件である⁽¹³⁾。それというのは他州の自動車運転者は、任意に他州に入ることによつてその州の裁判権に服することになるのであり、滞在が恒久的であるとか一時的であるとかいつたことは問題とされなかつたからである⁽¹⁴⁾。法人は自然人と異つて他州の領域に入つた場合に現実にその存在をとらえることは出来ないが、その州の中において利益を享受しているという現実があり、その行為が任意にされているなら、その州内にも法人が存在するという擬制を用いることもあながち不当のこととはいえないのである⁽¹⁵⁾。

インターナショナル靴会社事件のいわゆる「最少限度の関係」の法理が、最少限度の関係がある場合には営業地であるから法人の裁判籍を認めるものであるというのか、最少限度の関係ある場合には所在するものであるから裁判籍をもつというのか、あるいは従来は営業地とか、所在とかいつた法理とは別に新しく最少限度の関係といつた法理を提出しているものであるかは必しも明らかでない。従つてこの判決が営業地の解釈を明白にしたと結論づけることは出来ないのである。しかしながらこの判決から従来は営業とされなかつた程度の行為も営業とされるにいたつたということは出来よう。ただ次に問題となるのは法人が何かすればすでに最少限度の関係を生じており、裁判権に服することになるのかといつたことである。一九四七年のキルパトリック対テキサス鉄道会社事件⁽¹⁶⁾は、ニュー・ヨーク州内におけるニュー・ヨーク州外の法人であり鉄道もニュー・ヨーク州内にもたない法人の案内所の事業を「単に勧誘するだけ」という理由で裁判権を認めていない。もつとも巡迴裁判所はこの案内所がニュー・ヨーク州内に所在するといつた点を考えて原判決を破棄している⁽¹⁷⁾。すなわち、単に勧

誘するだけであつたとしても最少限度の關係あるものと考へてゐるのである。また、他州において通信販売をする場合にも、⁽¹⁹⁾また、反覆しない単一の行為の場合においてもインターナショナル靴会社事件の法理に従つてゐるのである。そこからは最少限度の關係とは、単に他州内に立ち入り、その中においてたまたま「何かをした」ことを意味するだけのものとされてしまつてしまふ。

- (1) 營業地は必しも營業所の所在地を意味しない。營業所の所在地はそこに營業所をみとめるところから同意があるという理由で、あるは營業所を置くことが認可されたところから營業地と考へてゐれる。
- (2) Restatement, Conflict of Laws, §. 92.
- (3) Restatement, Judgements, §. 30.
- (4) Goodrich, op. cit., p. 209.
- (5) *ibid.*, p. 211; International Harvester Co. v. Commonwealth of Kentucky, 234 U. S. 579 (1914).
- (6) Scott, Jurisdiction over Nonresidents Doing Business within a State, 32 Harv. L. Rev. 871, 873. コロニアの考へは次の判例に準拠してつゞけるべきである。Smolik v. Philadelphia & Reading Coal & Iron Co., 222 F. 148 (D. C. N. Y. 1915); Hutchinson v. Chase & Gilbert, 45 F. 2d 139 (2nd Cir. 1930).
- (7) International Shoe Co. v. State of Washington, 326 U. S. 310 (1945).
- (8) Cooper Mfg. Co. v. Ferguson, 113 U. S. 727 (1844); Rosenberg Bros. & Co. v. Curtis Brown Co., 260 U. S. 516 (1922).
- (9) Green v. Chicago B. & Q. R. Co., 205 U. S. 530 (1907).
- (10) Peterson v. Chicago R. I. & P. R. Co., 205 U. S. 364 (1907); People's Tobacco Co. v. American Tobacco Co., 246 U. S. 79 (1917).
- (11) International Shoe Co. v. State of Washington, 326 U. S. 310 に於てストーン判事 Stone, J. の見解。
- (12) この事件については The Growth of the International Shoe Doctrine, 16 U. of Chi. L. Rev. 523; International Shoe Doctrine and Jurisdiction on the Basis of Acts, 18 U. of Chi. L. Rev. 792.
- (13) Scott, Jurisdiction over Nonresident Motorist, 39 Harv. L. Rev. 563.
- (14) Hendrick v. Maryland, 235 U. S. 610 (1914); Kane v. New Jersey, 242 U. S. 160 (1916); Hess v. Pawloski, 274 U. S. 352 (1927) 等。
- (15) 他州人への裁判権をめぐって Culp, Process in Actions against Nonresidents doing Business within a State, 32 Mich. L. Rev. 909.

- (16) Kilpatrick v. Texas & P. Ry Co., 72 F. Supp. 635 (D. C. N. Y. 1947)
- (17) Kilpatrick v. Texas & P. Ry Co., 166 F. 2d 788 (2nd Cir. 1948)
- (18) Storey v. United Insurance Co., 64 F. Supp. 886 (D. C. S. C. 1946) サウス・カロライナ州で他州法人が同州内で通信による保険業務を行っているなら、その会社は同州を営業地として考えると考える趣旨の法律を定めた。これに対して、この種の州立法は不当なものといふことは出来ず、適法条項に合しているものとされている。
- (19) すでにインターナショナル靴会社事件において、単一の業務であつても生命財産に危害を及ぼすような種類の事件にあつては、法人はそこから発生する原因について裁判権に服するものとされた。* International Shoe Co. v. State of Washington, 326 U. S. 310, 318 (1945); Restatement, Judgments, §. 28.

む す び

インターナショナル靴会社事件において、最少限度の関係にもつき外州法人が州裁判所の裁判権に服することが示され、ほとんどすべての場合に他州法人の州における裁判籍決定に当つての混乱は避けられるにいたつたかのように見える。しかしながらアメリカは州裁判所と共に連邦裁判所が存在し、「州籍の相違ある」場合は連邦裁判所が競合的に管轄するところとなるのである。そこでA州市民とA州に「最少限度の関係」をもつたB州法人がある場合にB州法人はA州に裁判籍があるものといえる。この場合にA州市民とB州法人には州籍の相違があるから連邦裁判所の管轄するところともなる。しかしながら一九五八年の連邦裁判所法の改正によつて、法人の籍は法人格を付与された州ならびに主たる営業地にあるものとされた。¹⁾もしB州法人がA州を主たる営業地としているなら、州籍の相違という理由はなくなりA州に属する事件となり、主たる営業地でなければ連邦裁判所の管轄しうる事件となるのである。ところが主たる営業地という概念も相対的に定められる。そして「最少限度の関係」ということも相対的なものといえる。そこで、「最少限度の関係」をもつにすぎないが、それが主たる営業地であつたということによつて連邦裁判所に提訴する機会を失う結果になるかもしれないのである。

もとよりこの推測は、誇張したいさゝか非常識 unreasonable なものであると思われるし、おそらくは適法手続の面からの制約が予想される。とはいえ、連邦法との関係においては、一見明解である「最少限度の関係」の法理にもなお残された問題があるように思われる。

(1) 平良「州市民籍の相違にもとづく連邦管轄権——一九五八年合衆国裁判所法修正を中心として——」本誌第三六卷第六号。

本研究は慶應義塾学事振興資金にもとづく研究の一部である。